

2025 年度

神戸市障がい者生活実態調査業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名称

2025 年度 神戸市障がい者生活実態調査業務

2. 業務内容に関する事項

(1)趣旨

本業務は、障害者基本法に基づき、障がい者の現在の生活状況、必要な福祉ニーズ、就労の状況・意識、施設入所者の地域移行の希望、強度行動障がい者のサービス利用状況や支援ニーズ、及び前回調査からの変化などを把握し、新たな神戸市障がい者保健福祉計画及び第 8 期神戸市障がい福祉計画・第 4 期神戸市障がい児福祉計画策定の基礎資料とすることを目的として実施するものである。

本業務の実施及び分析にあたっては、障がい者福祉分野のみならず、障がい者に係る関連施策についての専門的な知識・広い知見とともに、効率性及び正確性が求められることから、委託事業者を企画提案（プロポーザル）方式により選定する。

(2)業務内容

別紙仕様書のとおり。

ただし、プロポーザルで採用された企画提案に基づき本市と協議を行ったうえで、必要に応じて仕様書の内容を変更することがある。

(3)契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4)委託契約上限額（総額）

10,549 千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5)履行場所

神戸市内において本市が指定する場所

(6)費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1)契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2)委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3)契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4)契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3

以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 受託事業者資格要件

受託事業者は契約締結日において、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から受託候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。また、同要綱第 5 条第 1 項の各号のいずれにも該当しないこと。
- (5) 本業務の遂行に当たり、連絡、調整、打合せ等に際し迅速に対応できる体制を有し、仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

5. スケジュール

参加申請・質問受付期間	令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 5 月 21 日（水） 午後 5 時 00 分まで
参加資格決定通知・質問に対する回答	令和 7 年 5 月 28 日（水）
企画提案書提出期限	令和 7 年 6 月 18 日（水）午後 5 時 00 分まで
提案審査会	令和 7 年 6 月下旬～7 月初旬
審査結果通知	令和 7 年 6 月下旬～7 月初旬
契約締結・事業開始	令和 7 年 7 月初旬

6. 参加申請

(1) 申請期間

令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 5 月 21 日（水） 午後 5 時 00 分まで

(2) 提出先（担当課）

神戸市福祉局障害福祉課調整担当

T E L : 078-322-6579 電子メール: syogai_chosei@city.kobe.lg.jp

(3) 提出書類

以下に掲げる書類を提出すること。ただし、④～⑤は令和 6・7 年度神戸市入札参加資格の登録をしている場合は不要とする。

- ① プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式 1）
- ② 委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ）＜任意様式＞
- ③ 事業者概要＜任意様式＞
- ④ 法人登記簿謄本（写しでも可）
- ⑤ 納税証明書（写しでも可）

※④⑤については、提出時点で発行日より 3 か月以内のものとする

(4) 提出方法

(2)に記載の電子メールアドレス宛に、PDF データで提出すること。電子メールの件名は、「2025 年度神戸市障がい者生活実態調査業務 参加申込（事業者名）」とすること。

送付後、(2)に記載の連絡先へ受信確認の連絡をすること。

(5) 参加資格の審査

プロポーザル参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和 7 年 5 月 28 日（水）付で通知する。

(6) 参加の辞退

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式 6）」により届け出ること。

(7) 参加資格の取り消し

プロポーザル参加資格の確認結果の通知後、プロポーザル参加資格を有することの確認を受けた者（以下「参加申請者」という）が、次のいずれかに該当するときは、プロポーザルに参加できない。

- ① 本要領 4 に定める受託事業者資格要件を満たさなくなったとき
- ② 提出書類に虚偽の記載をしたとき

7. 実施要領等に関する質問

(1) 提出期間

令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 5 月 21 日（水） 午後 5 時 00 分まで

(2) 提出方法

質問書（様式 2）に質問事項を記入し、本要領 6 (2)に記載の電子メール宛に、Word データで提出すること。件名は「2025 年度神戸市障がい者生活実態調査業務 質問票（事業者名）」とする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 28 日（水）付けで、参加申請の申込を行った企業・団体の担当者に対し、質問提出期限内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにて送信する。なお、質問した事業者は公表しない。応募状況等の問合せ及び提出書類の確認については、一切受け付けない。

(4) その他

本市の回答は、本要領又は仕様書等を補足する効力をもつ。

8. 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式 3）
- ② 企画提案書 10 部（正本 1 部、副本 9 部）及び PDF データ（正本、副本）

ア) 様式

任意様式とする。

ただし、別紙仕様書の内容を踏まえて A 4 サイズ、両面印刷で提案内容を 20 ページ以内に（表紙・目次を除く）にまとめること。また、表紙及び目次をつけて、各ページの下部にページ番号を付すこと。正本には事業者（会社）名を記載し、副本には事業者名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

イ) 使用言語

日本語とする。

ウ) 内容

本要領 9 の評価項目に記載する内容に沿って、提案内容を記載すること。

エ) その他

企画提案書以外の提案説明資料の添付又は提出は認めない。

また、企画提案書の提出は 1 参加申請者につき 1 提案とする。

- ③ 見積書（内訳、積算根拠がわかるもの）
- ④ 事業者概要（様式 4）
- ⑤ プレゼンテーション出席者名簿（様式 5）

(2) 提出先

神戸市福祉局障害福祉課調整担当

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所 1 号館 5 階

T E L : 078-322-6579 電子メール: syogai_chosei@city.kobe.lg.jp

(3) 提出方法

企画提案書 10 部（正本 1 部、副本 9 部）は、持参又は郵送とする。郵送の場合は、送付記録が残る方法により提出すること。企画提案書の PDF データ（正本、副本）は電子メールにて、(2) のメールアドレスに提出すること。電子メールの件名は、「2025 年度神戸市障がい者生活実態調査 提案書提出（事業者名）」とすること。

(4) 提出期限

令和 7 年 6 月 18 日（水）午後 5 時 00 分まで

※持参による場合は、土曜、日曜及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時 00 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

9. 受託候補者の選定方法

(1) 提案審査会の実施

- ①本市職員及び学識経験者で構成する受託者選定に係る提案審査会において、企画提案書等を審査する。
- ②審査に当たっては、参加申請者による提案内容説明（プレゼンテーション）の実施を予定している。
- ③提案審査会の日程、場所その他詳細については、改めて参加申請者に通知する。

(2) 受託候補者の選定基準

次に掲げる審査項目、配点に基づき、提案審査会の委員が採点した合計得点を集計し、最高得点者を候補者第1位と決定する。なお、最高得点者が複数いる場合には、会長の採点が最も高い提案者を候補者第1位と決定する。

(3) 審査結果の通知

結果については、決定後速やかに、全てのプロポーザル参加者に通知し、また本市ホームページに掲載する。（選考結果に関する問合せには応じない。）

評価項目	配点
業務遂行体制及び能力	20 点
・ 提案内容を確実に実現するための体制と能力が十分か ・ 年度を通して会議等へ出席し、調整を行う人員（責任者）は確保されているか	
調査項目の提案	50 点
・ 前回の調査項目（令和元年度実施）に加えて、新たな調査項目及び項目の設計案が提示されているか ・ 提示された項目は、障害者施策に関する社会情勢や国が示す方針、神戸市障害者施策推進協議会で協議されている本市の現状・課題、業務の目的を理解した内容となっているか ・ 調査項目は、調査結果の分析（課題抽出や施策提案）に資する内容となっているか ・ 回答者の負担を軽減する工夫等が提案されているか	
類似業務実績の豊富さ	10 点
・ 障害者生活実態調査業務及び障害福祉計画策定支援業務について、類似の業務実績があり、その内容から本事業の遂行能力があると認められるか	
見積金額の妥当性	10 点
・ 見積価格 価格点 = (1 - (見積金額 ÷ 契約上限額)) × 配点 (10)	
地元企業に対する加点	10 点
合計点	100 点

10. その他

- (1)当該プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2)提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当該プロポーザルの終了後も返却しない。
- (3)提出された書類や選考結果（不採用となった事業者等の名称・審査結果を含む）については、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4)提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。
- (5)参加申請後に提案者が本プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該企画提案書は無効とする。
- (6)本市が提示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出を認めない。
- (7)本市が提供する資料は、当該プロポーザルの応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (8)当該プロポーザル参加者は、受託候補者の選考後、この実施要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることが出来ない。

11. 当該プロポーザルを担当する部局の名称及び所在地（問合せ先）

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 1 号館 5 階

神戸市福祉局障害福祉課調整担当

担当： 黒田、岸本

TEL： 078-322-6579 FAX：078-322-6044

電子メール： syogai_chosei@city.kobe.lg.jp